# 住民監査請求の仕方について

#### 1 住民監査請求とは?

地方自治法242条により、市民の皆さんが、市の財務に関する行為について監査委員に対し 監査を求め、必要な措置を講じるよう求める制度です。

制度の目的は、市民の皆さんの請求とこれに基づく監査により、燕市の財政面の適正な運営確保と、市民全体の利益を守ることです。

#### 2 監査請求の対象について?

監査請求することができるのは、次に掲げるような燕市の財務会計上の行為についてです。

- (1) 違法又は不当な
  - ① 公金の支出(補助金の支出など)
  - ② 財産の取得、管理、処分(市有地の取得や売却など)
  - ③ 契約の締結、履行(工事請負契約の締結など)
  - ④ 債務その他の義務の負担(借入れなど)
- (2) 違法又は不当に
  - ① 公金の賦課、徴収を怠る事実(市税の徴収を怠る場合など)
  - ② 財産の管理を怠る事実(市有地や市の債権の保全管理など)

上記(1)の行為が行われることが相当の確実さで予測される場合も対象となります。

#### 3 監査請求のできる期間は?

- (1)請求できる期間は、対象となる財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年 以内で、1年を経過したときは、正当な理由がない限り請求できません。
- (2) 正当な理由とは次の3つの要件を全て満たすことが必要です。
  - ① 請求の対象となる行為が秘密裡に行われたものであること。
  - ② その行為を相当の注意力をもって調査しても、客観的に知ることが困難な状況であったこと。
  - ③ その行為を知ってから相当の期間内に監査請求していること。
- (注) 1 相当の期間内がどのくらいの期間なのかは、それぞれの事案により異なります。
  - 2 1年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で、正当な理由の 存在を説明していただく必要があります。

### 4 監査請求のできる方は?

- (1) 監査請求できる方は、燕市に住所を有する方です。
- (2) 市内に所在する法人も監査請求することができます。

### 5 請求書はどのように作成したらよいのでしょうか?

- (1)監査請求することがらについて、下記のような書面を作成して申し出ることになって います。
- (2) 申し出の際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。

(例)・・・ 新聞記事など

(3) 申し出は、直接持参するか又は郵送してください。

請求書の様式例及び記入内容は、次のとおりです。

#### 燕市職員措置請求書

- 1 請求の要旨(次の事項を具体的に記載してください。)
  - ・誰が (請求の対象職員)
  - ・いつ、どのような財務会計上の行為を行ったか
  - ・その行為はどのような理由で違法・不当なのか
  - ・その結果どのような損害が市に生じているのか
  - どのような措置を請求するのか
- 2 請求者

住 所

職業

氏 名(自署・押印)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を 請求します。

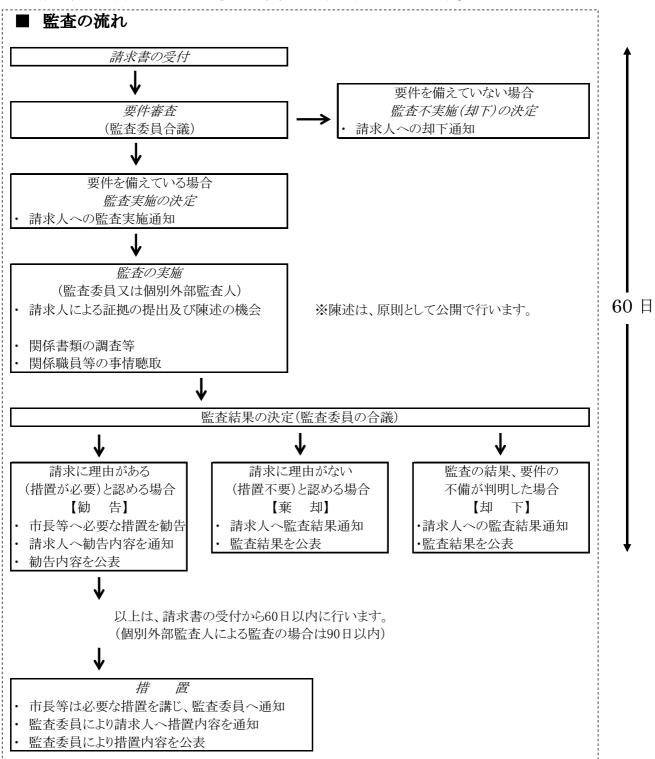
平成 年 月 日

燕市監査委員(あて)

(注) 縦書きでも差し支えありません。

#### 6 監査請求の手続きはどうなっていますか?

請求書を提出したあとの手続きは、次のような流れになります。



- (注) 1 要件審査は、監査請求の対象事項が市の財務会計上の行為であるか否か、請求 人の住所要件などについて行います。
  - 2 住民訴訟については、出訴期間が定められています。(地方自治法242条の2)

## 7 監査請求はどこに提出すればいいのですか?

請求書は、燕市監査委員事務局へ直接書面を持参するか又は郵送してください。

担当	燕市監査委員事務局
電 話	0256-77-8371 (直通)
FAX	0 2 5 6 - 7 7 - 8 3 7 3
住 所	〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地 4階

※ 監査請求に関する問い合わせなども、上記にお願いします。

### 8 監査の結果に不服がある場合には、どうしたらいいのですか?

- (1) 住民訴訟を提起して争うことができます。
- (2) 住民訴訟を提起できる場合とその期間は次のとおりです。
  - ① 監査結果に不服がある場合
    - ・監査の結果を受け取ってから30日以内
  - ② 勧告に対する執行機関等の措置に不服がある場合
    - ・措置結果の通知を受け取ってから30日以内
  - ③ 勧告に対する措置が行われないことを不服とする場合
    - ・措置期限の日から30日以内
  - ④ 請求の日から60日以内に監査結果の通知がない場合
    - ・60日を経過した日から30日以内
  - ⑤ 監査を実施しなかった (請求が却下された) ことに不服がある場合
    - ・却下の通知を受け取ってから30日以内